

労働者災害補償保険法

項目	条文	内容	
目的	第1条	業務、通勤による負傷、疾病、障害、死亡等→迅速公正な保護をするための保険給付、社会復帰の促進、労働者・遺族の援護→労働者の福祉の増進	
保険者	第2条	労働者災害補償保険：政府が管掌	
労働者災害補償保険	第2条の2	内容：業務災害、通勤災害に対する保険給付事業を行うほか、労働福祉事業を行うことができる	
適用事業の範囲	第3条	適用事業：労働者を使用する事業 適用除外：国の直営事業、労働基準法第8条に該当しない官公署、船員保険法第17条による被保険者	
労働者災害補償保険審議会	第4条	労働者、使用者、公益を代表する者同数で構成	
保険給付の種類	第7条	①業務災害：業務上の負傷、疾病、障害、死亡 ②通勤災害：通勤による負傷、疾病、障害、死亡 ③二次健康診断等給付：事業主が実施する労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関する一定の項目について異常の所見があると診断された労働者を対象とする二次健診、保健指導	
保険給付の種類と事由	第12条の8 第21条 第26条	業務災害*	①療養補償、②休業補償、③障害補償、④遺族補償、⑤葬祭料、⑥傷病補償年金
		通勤災害	①療養、②休業、③障害、④遺族、⑤葬祭、⑥傷病年金
		二次健診等	①二次健診：脳血管及び心臓の状態に関する検査 ②保健指導：二次健診の結果に基づき、脳・心臓疾患の発生の予防を図るため医師等により行われる保健指導
療養の給付	第13条 第23条	①診察 ②薬剤、治療材料の支給 ③処置、手術、その他の治療 ④病院、診療所への収容 ⑤看護 ⑥移送	
費用の負担	第30条	事業主	
海外派遣者に対する保険給付、労働福祉事業	第36条	特別加入者（第27条）のみが対象	
時効	第42条	2年：療養補償、休業補償、葬祭料、療養、休業、葬祭 5年：障害補償、遺族補償、障害、遺族	
受診命令	第47条の2	行政庁が指定する医師の診断を受けることを命令することができる	
診療録その他の検査	第49条	行政庁が保険給付に関する診療を担当した医師に、報告、診療録などの物件の提出を命じ検査することができる（違反：6カ月以下の懲役または3万円以下の罰金）	

*業務災害に関しては本来事業者に補償の義務があるが、本法にもとづく給付が行われた場合は、事業者はその義務を免れる（労働基準法 第84条）